

第1回 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会 次第

日時 : 平成22年 7月 1日(木) 10:00~12:00

場所 : 熊本市本庁舎4階モニター室

次第

1 委嘱状交付

(1) 委嘱状交付

(2) 市長あいさつ(代理:西島副市長)

2 第1回 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会

開会

(1) 委員紹介

(2) 委員長・副委員長選出

(3) 議事

①熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の役割

②公的オンブズマン制度等の概要説明

・公的オンブズマン制度の概要

・他都市における公的オンブズマン制度の概要

・本市の既存類似制度の概要

③会議の進め方

④検討項目抽出

⑤課題整理、委員意見聴取

(4) 次回の開催日程(開催スケジュール確認)

閉会

熊本市公的オンブズマン条例検討委員会 委員名簿

役職	氏名	性別	所属団体名称等
委員	坂本 秀徳 さかもと しゅうとく	男	坂本秀徳法律事務所
委員	徳永 理映 とくなが りえい	女	NPO法人熊本消費者協会常務理事
委員	柳楽 雅子 なぎら まさこ	女	公募委員
委員	渡邊 榮文 わたなべ えいぶん	男	熊本県立大学総合管理学部教授
委員	坂本 孝広 さかもと たかひろ	男	熊本市企画財政局次長

(外部委員については五十音順。敬称省略)

熊本市公的オンブズマン条例検討委員会資料

- 熊本市公的オンブズマン検討委員会の役割について 資料 1
- オンブズマン制度の概要 資料 2
- 他都市における公的オンブズマン制度の概要 資料 3
- 本市の既存類似制度の概要 資料 4
- 制度設計上検討する項目 資料 5
 - 公的オンブズマン検討票【NO.1～NO.26】

熊本市公的オンブズマン検討委員会の役割について

1、検討事項

- ① 熊本市自治基本条例第23条に定める公的オンブズマン設置に係る条例素案の作成。
- ② 公的オンブズマン制度運用に関する指針の検討

2、報告時期

平成22年8月に報告

【参 考】

熊本市自治基本条例（抜粋）

（公的オンブズマン）

第23条 市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。

オンブズマン制度の概要

1. オンブズマン制度の経緯

オンブズマン制度は、1809 年にスウェーデンで創設された制度である。オンブズマンは「代理人」などと訳され、一般には「市民の権利と利益を守る代理人として行政の監視を行う任務を持つ職」とされている。この制度はとくに 1950 年代以降、相対的にもっとも有効で手早い苦情処理・行政救済制度として、北欧諸国、ニュージーランド、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカなどに広まっている。日本では、苦情処理制度として総務庁（現総務省）の行政相談員制度があったが、権限も手続も欧米諸国に比べて弱く、そのためオンブズマン制度の採用を主張する学者や法曹の声が高まっていた。そうしたなかで、1990 年（平成 2 年）、川崎市の「市民オンブズマン」、東京都中野区の「福祉オンブズマン」（福祉サービス苦情調整委員会）を皮切りに、いくつかの地方自治体においてオンブズマン制度もしくはこれと類似の制度の導入が図られた。国レベルでは 1980 年に「オンブズマン制度研究会」を設置し、オンブズマン制度のあり方が検討されたが、制度制定には至っていない。

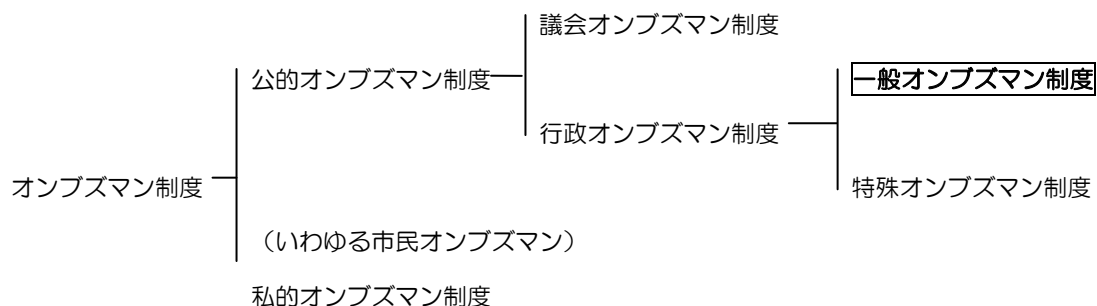
2. 市民オンブズマンとの違い

マスコミ等において呼称される、いわゆる「市民オンブズマン」とは、弁護士などを中心メンバーとした住民による自治体活動の監視組織である民間団体（NPO）を指すものであり、その活動内容は、行政の不正監視に重点を置いているものである。

3. オンブズマンの種類

公的オンブズマンには、議会に設置する「議会オンブズマン」と行政府に設置する「行政オンブズマン」に分けられる。地方自治法第 138 条第 2 項の解釈により、現在他の自治体で設置されているオンブズマンは全て「行政オンブズマン」である。行政オンブズマンには、行政活動全般を対象とした「一般（総合）オンブズマン」と福祉、人権、環境など対象を限定した「特殊（部門）オンブズマン」がある。今回は、熊本市自治基本条例第 23 条より“市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関”つまり「一般（総合）オンブズマン」を設置することとなる。

<オンブズマンの体系図>



3. 制度導入の契機

昨年熊本市では、これまでの市政に、情報の共有や連携・協働という考え方を加えた本市の自治の最高規範「熊本市自治基本条例」を制定した。その後具体的なしくみを整備する上で第 23 条に伴い公的オンブズマンを設置する。

○地方自治法（抜粋）

第 138 条 都道府県の議会に事務局を置く。

2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

※補足説明・・・議会に附置機関として設置が認められているのは、議会事務局のみであると解釈されている。

他都市における公的オンブズマン制度の概要

自治体名	川崎市	新潟市	札幌市	つくば市	八女市
名称	川崎市市民オンブズマン	新潟市行政評価委員会	札幌市オンブズマン	つくば市オンブズマン	八女市総合オンブズパーソン
施行日	平成2年（条例）	平成5年（要綱）	平成13年（条例）	平成14年（条例）	平成15年（条例）
職務	市民の市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理すること。	公正かつ中立的な立場から苦情に対する市の処理について調査・検討し評価を行い、必要なときは市長に意見を述べる。	市の業務に関する苦情の申立てを受け付け、簡易迅速に処理すること。	市の業務に関する苦情の申立てを受理し、必要な調査をすること。	市民の市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理すること。
	自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。	自己発意に基づき事案を取上げ調査を行い、必要なときは市長に意見を述べる。	常に市政を監視し、自己の発意に基づき、市の業務に関し事案を取り上げ調査すること。	市の業務の執行について調査をすること。	自己の発意により、事案を取り上げ調査すること。
	市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告すること。	市長の求めに応じ、苦情に係わる各種施策の問題点と改善の方策等について調査検討し、市長に意見を述べる。	市の業務に関し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、及び制度の改善を求める意見を表明すること。	市の機関に対し、その業務の執行について、是正又は改善の措置を講じるよう勧告すること。	市の機関に対し行政の非違を是正し、措置を講ずるよう勧告すること。
	制度の改善を求めるための意見を表明すること。	市長の求めに応じ、提言や要望等について調査検討し、市長に意見を述べる。	勧告、意見表明等の内容を公表すること。	市の機関に対し、その業務の執行について、提言すること。	苦情等の原因が制度そのものに起因すると認めるときは、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
	勧告、意見表明の内容を公表すること。			勧告、提言等の内容を公表すること。	是正等の措置を勧告したとき、当該機関又は職員が取った措置について報告を求めること。
					勧告、意見表明及び報告の内容を公表すること。
所管事項	市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為	市が行っている仕事とその仕事に携わっている職員の行為で自らの利害に係わるもの。	市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為	市の業務の執行に関すること	市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為
所管外事項	判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項	判決や裁判により確定した事項	判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項	判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項	判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
	議会に関する事項	裁判所で係争中の事項	議会に関する事項	議会又は議員の権限に関する事項	議会に関する事項
	個人情報保護条例に規定する個人情報保護委員の職務に関する事項	行政不服審査法の規定により不服申し立てを行っている事項	判決、裁決等を求め現に係争中の事項又は監査委員が請求に基づき現に監査を実施している事項	裁判所で係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事項	裁判所で係争中及び行政不服審査法の規定による不服申立てを行っている事項
	人権オンブズパーソンに救済を申し立てた事項	苦情申立人自身の利害を生じない事項	子どもの権利救済委員に救済を申し立てた事項	監査委員の監査請求及び現に監査を行っている事項	監査委員が公表した監査結果及び現に監査を行っている事項
	職員の自己の勤務内容に関する事項	事実のあった日から1年を経過している事項	職員の自己の勤務内容に関する事項	職員の自己の勤務条件に関する事項	職員の自己の勤務条件及び身分に関する事項
	市民オンブズマン又は人権オンブズパーソンの行為に関する事項		オンブズマン又は子どもの権利救済委員の行為に関する事項	オンブズマンの行為に関する事項	オンブズパーソンの行為に関する事項
	苦情申立人自身の利害を生じない事項		苦情申立人自身の利害を生じない事項	苦情申立人自身の利害を生じない事項	
	事実のあった日から1年を経過している事項		事実のあった日から1年を経過している事項	事実のあった日から1年を経過している事項	
申立件数	99件（21年度）	12件（20年度）	133件（21年度）	7件（21年度）	9件（20年度）
オンブズマン人数	2人（元裁判官の大学教授、元国家公務員の法学博士）	3人（弁護士、退職校長、放送・新聞関係者）	3人（大学教授、会社役員、弁護士・消費生活アドバイザー）	2人（弁護士、大学教授）	2人（弁護士）
勤務日	週3日	月2回	月15日程度	月1回／弁護士、月3回／大学教授	月1～2回
報酬額	月額 740,000円	月額 20,000円	月額 650,000円	月額 40,000円	月額40,000円（代表／月額50,000円）
任期	3年	2年	2年	2年	3年
再任	1期のみ可	1期のみ可	1期のみ可	1期のみ可	1期のみ可
調査員人数	4人	なし	3人	1人	なし
報酬額	月額 266,500円	なし	月額 182,000円	月額 130,000円	なし
事務局人数	職員6人、非常勤職員1人	3人	職員4人、非常勤職員2人	1人	2人（法制係）
事務局設置場所	本庁舎外の独立した場所	広聴課内	本庁舎内	本庁舎外の独立した場所	総務課内

本市の既存類似制度の概要

① 市の広聴制度	一般的な苦情受付窓口。市民相談や市長への手紙などがあり、広範な分野にわたる市民の苦情に対応しているが、担当部署へ連絡・仲介が主であり、自ら調査をして結果を出すしくみではない。また、あくまでも行政内部の制度であるため、市側の立場での回答・説明となる。		
	対象行為	市の業務及び職員に関する事など市全般についての苦情・要望・提案	
	申立要件	特になし	
② 行政不服審査制度	行政庁の行った処分の違法性及び処分の不当性について行政機関（審査庁）に対して審査請求又は異議申し立てをすることが出来る。		
	根拠法令	行政不服審査法	
	対象行為	行政行為、継続的性質を有する事実行為又は行政庁の不作为	
	申立要件	処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内の申立て	
③ 行政訴訟制度	行政事件に関する争訟である。つまり、行政法の解釈・適用に関する訴訟事件である。裁判所による独立した司法権の立場からの審査。抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう		
	根拠法令	行政事件訴訟法	
	対象行為	行政庁の処分・決裁・決定その他公権力の行使に当たる行為及び行政庁の不作为等	
	申立要件	処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内の申立て	
④ 監査制度（監査委員）	地方公共団体が自主的に行政の公正と能率を確保することを目的として設けられた。市議会からも市長からも独立した機関として位置づけ。		
	根拠法令	地方自治法第195条、199条第3項	
	対象行為	行政が法令等に従って適正に行われているか、事務処理が効率的、合理的に行われているか。市の事務全般	
	申立要件	市民が直接請求するには選挙権を有する市民の50分の1の署名が必要。（地方自治法第75条第1項）	
⑤ 監査制度（外部監査）	監査委員の監査に加え、より専門的で独立の立場から市長と外部監査契約を結んだ外部監査人が、監査を行う。		
	根拠法令	地方自治法第252条の27、36	
	対象行為	包括外部監査	市の事務事業や市が財政援助等を行っているものの出納その他の事務の執行について監査テーマを定めて監査を行う。
		個別外部監査	住民監査請求や、議会又は市長の要求により監査委員の監査に代えて実施する。
	申立要件	市民が直接請求するには選挙権を有する市民の50分の1の署名が必要。（地方自治法第75条第1項）	
⑥ 住民監査請求	市民が市長などの執行機関や職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、このことを証明する書類を添えて監査を求める。財務監視制度である。		
	根拠法令	地方自治法242条	
	対象行為	市長や市の職員について、違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実がある場合。	
	申立要件	市民であれば1人でも請求可能。申立て事実を証明する資料を添付する必要あり。	
⑦ 議会への請願・要望	議会に請願書を提出する権利が認められている。要望等については地方自治法上規定なし。採択された場合、執行機関に対し、処理の経過・結果について報告を請求できる。採否は多数決で決定。		
	根拠法令	地方自治法124条	

②、③については、提起の要件が狭く、厳格に制限されているだけでなく、手続きも煩雑である。

④、⑤については、地方自治法によりその対象が特定されるだけでなく、署名の収集など手続き上の制約が大きい。

主なオンブズマン類似制度の機能と特徴

	機能			特徴	
	苦情処理	行政監視	行政改善	独立性	簡易迅速
広聴制度（市長への手紙）	○		○	×	○
行政不服審査制度	○			△	△
行政訴訟制度	○			○	×
監査制度（監査委員）		○	○	△	
監査制度（外部監査）		○	○	○	
住民監査請求		○			
議会への請願、要望等			○	△	

※公的オンブズマン制度は、これらの既存制度に取って代わるものではなく、それらと連携を図りつつ、既存制度のこれまでの実績を十分踏まえた上で、不足するところを補い、市民と行政の信頼関係を一層強める。

検討項目			検討票NO
1	総 則		
	(1) オンブズマン制度の設置の目的		1
	(2) オンブズマンの設置形態	① 地方自治法上の設置形態について	2
		② 地方自治法上の身分について	
	(3) オンブズマン制度の名称		3
	(4) オンブズマンの職務		4
	(5) オンブズマンの職務における管轄事項	① 管轄事項について	5
		② 管轄外事項について	
	(6) オンブズマンの責務		6
	(7) 市の機関等の責務	① 市の機関の責務について	7
	市民の責務	② 市民の責務について	
2	オンブズマンの組織等		
	(1) オンブズマンの資格要件		8
	(2) オンブズマンの任命		9
	(3) オンブズマンの任期	① 任期について	10
		② 再任について	
	(4) オンブズマンの守るべき事項	① 守秘義務について	11
		② 兼職禁止について	
	(5) オンブズマンの解嘱	① 解嘱条件について	12
		② 解職方法について	
	(6) オンブズマンの人数等	① 人数について	13
		② 待遇について	
	(7) オンブズマンの構成	① 代表オンブズマンについて	14
		② 独任制と合議制について	

※ 項目分類は、検討に際しての一応の目安であり、相互に関連するもの。

検討項目		検討票NO
3	苦情処理等について	
	(1) 苦情の申立て	15
	(2) 苦情の申立手続き	16
	(3) 調査の対象外事項	① 申立人の利害関係について
		② 申立期間等について
	(4) 調査の中止	18
	(5) 調査に際しての関係者への通知	19
	(6) 調査の方法	① 市の機関に対する調査権について
		② 関係者等への協力依頼について
	(7) 専門調査員	① 専門調査員の必要性について
		② 地方自治法上の身分について
		③ 人数について
		④ 待遇について
4	問題解決方法について	
	(1) 勧告、意見表明	① 勧告、意見表明について
		② 勧告、意見表明の尊重について
5	実効性の担保手段について	
	(1) 措置状況の報告	23
	(2) 勧告等の公表	24
	(3) オンブズマンの活動状況報告等	25
6	その他	
	(1) 事務局の機能	① 事務局の組織
		② 事務局の役割
		③ 設置場所他

※ 項目分類は、検討に際しての一応の目安であり、相互に関連するもの。

検討項目	
1 総 則	(1) オンブズマン制度の設置目的

論 点
・ オンブズマン制度の機能から導かれる制度の目的(効果)は何か。(他都市事例概ね一致) ・ オンブズマン制度に対する自治基本条例の反映 ※ 論点の背景 ・ 自治基本条例の目的を推進する市の制度としてオンブズマン制度を創設することとなった。

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 市政に関する苦情を処理し、市政を監視し、非違の是正を講ずるよう勧告・意見表明をすることにより市民の権利利益の保護を図る。 ↓ (このことにより) ・ 開かれた市政の推進及び市政に対する市民の信頼確保に資することを目的とする。	・ 市民の権利利益の擁護し、市政を監視し、市政の改善を図る。 ↓ (このことにより) ・ 開かれた市政の推進、市政に対する市民の理解と信頼確保及び市民の意向が反映された市政運営に資することを目的とする。	・ 市民の権利利益の保護を図り、市政を監視し、非違の是正を講ずるよう勧告・意見表明をする。 ↓ (このことにより) ・ 市政公平性及び信頼性を高め、開かれた市政の進展を図ることを目的とする。

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『 条例記載案 』 ・ この条例は、熊本市自治基本条例の趣旨に基づくものである。 ・ 市政に関する苦情を簡易・迅速に処理し、市政を監視し、非違の是正を講ずるよう勧告・意見表明をすることにより市民の権利利益の保護を図る。 ・ 開かれた市政の推進、市政に対する市民の理解と信頼確保及び市民の意向が反映された市政運営に資することを目的とする。 〈事務局案の理由〉 ・ オンブズマン制度の機能が円滑に働くことにより、下記効果(目的)が期待できると考える。 - ア 対話型行政(開かれた市政)の一層の推進 - イ 市民満足度の向上による市民の市政に対する信頼確保 - ウ 職員の意識改革 ・ 上記効果を導くためにオンブズマン制度の機能として考えられるもの。 - ア 苦情処理機能 市民から行政に対する苦情に対して第三者の立場で調査を行い、市民の権利・利益の保護を図る。 - イ 行政監視機能 行政活動を外部の視点から調査し、その非違を正す。 - ウ 行政改善機能 オンブズマンが下した判断によって、苦情の原因となった事態が改善されたり、制度の改善が行われる。

検討項目		
1 総 則	(2) オンブズマンの設置形態	① 地方自治法上の設置形態について ② 地方自治法上の身分について

論 点
① 条例設置による公的オンブズマンは、地方自治法第138条の4第3項に基づく市の附属機関としての位置づけでよい。(他都市事例一致) ② オンブズマンの身分は、地方公務員法第3条第3項第2号に基づく非常勤特別職の位置づけでよい。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
【条例設置】 (設置形態)地方自治法第138条の4第3項に基づく市の附属機関 (身分)地方自治法第202条の3第2項及び地方公務員法第3条第3項第2号に基づく非常勤特別職	【条例設置】 (設置形態)地方自治法第138条の4第3項に基づく市の附属機関 (身分)地方自治法第202条の3第2項及び地方公務員法第3条第3項第2号に基づく非常勤特別職	【要綱設置】 (設置形態)市長の私的諮問機関 (身分)地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤特別職

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『運用面の課題』 ① 本市の設置する公的オンブズマンは、自治基本条例の定めるところにより条例設置となるため、地方自治法第138条の4第3項に基づく市の附属機関となる。 ② 市の附属機関として設置する公的オンブズマンの身分は、地方自治法第202条の3第2項及び地方公務員法第3条第3項第2号に基づく非常勤特別職となる。 〈事務局案の理由〉 ① 地方自治法上の設置形態 - 自治体において導入する公的オンブズマン制度の形態としては、行政(執行部)に設置する「行政オンブズマン」と議会に設置する「議会オンブズマン」の2種類が考えられる。 - 現在、他の自治体に設置されている公的オンブズマンは、すべて行政オンブズマンの形態をとっているが、これは、地方自治法第138条第2項により議会の下に附属機関を置くことはできないと解釈されていることによる。 - 公的オンブズマンの設置根拠が条例であれば、地方自治法第138条の4第3項に基づく市の附属機関、その根拠が要綱であれば、市長の私的諮問機関となる。 - 市民の権利保護の観点から考えると行政内部ルールである要綱で定めるよりも市民の代表で構成された市議会の議決を経て条例で定める方が望ましい。 - 本市の自治基本条例第23条において、公的オンブズマンは条例により設置すると定めている。 ② 地方自治法上の身分について - 条例設置の場合は、地方自治法第202条の3第2項及び地方公務員法第3条第3項第2号に基づく非常勤特別職 - 要綱設置の場合は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤特別職

関係法令(抜粋)

○地方自治法

第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3第2項

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

○地方公務員法第3条第3項第2号

第3条第3項第2号

法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

○熊本市自治基本条例

第23条

市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。

検討項目	
1 総 則	(3) オンブズマンの制度の名称

論 点
本市が設置するオンブズマン制度が円滑に運用されるために適切な名称は何か。 ※ 論点の背景 ・ 名称が市民オンブズマンと混同されないようにする必要がある。 ・ 「オンブズマン」でひとつの言葉として成り立つものだが、ジェンダー(社会的性別)フリーの観点から「オンブズパーソン」とした自治体もある。

他都市事例																							
川崎市	札幌市	上越市																					
川崎市市民オンブズマンを置く。	札幌市オンブズマンを置く。	上越市オンブズパーソンを置く。																					
<table border="1"> <tr> <th colspan="3">※ 他都市の名称分類(16市)</th></tr> <tr> <td>〇〇市オンブズマン</td><td>7</td><td>札幌市、川越市、つくば市、藤沢市等</td></tr> <tr> <td>〇〇市総合オンブズマン</td><td>1</td><td>三鷹市</td></tr> <tr> <td>〇〇市市民オンブズマン</td><td>1</td><td>川崎市</td></tr> <tr> <td>〇〇市行政苦情オンブズマン</td><td>1</td><td>富山市</td></tr> <tr> <td>〇〇市オンブズパーソン</td><td>4</td><td>上越市、府中市、国分寺市、清瀬市</td></tr> <tr> <td>〇〇市総合オンブズパーソン</td><td>2</td><td>八女市、昭島市</td></tr> </table>			※ 他都市の名称分類(16市)			〇〇市オンブズマン	7	札幌市、川越市、つくば市、藤沢市等	〇〇市総合オンブズマン	1	三鷹市	〇〇市市民オンブズマン	1	川崎市	〇〇市行政苦情オンブズマン	1	富山市	〇〇市オンブズパーソン	4	上越市、府中市、国分寺市、清瀬市	〇〇市総合オンブズパーソン	2	八女市、昭島市
※ 他都市の名称分類(16市)																							
〇〇市オンブズマン	7	札幌市、川越市、つくば市、藤沢市等																					
〇〇市総合オンブズマン	1	三鷹市																					
〇〇市市民オンブズマン	1	川崎市																					
〇〇市行政苦情オンブズマン	1	富山市																					
〇〇市オンブズパーソン	4	上越市、府中市、国分寺市、清瀬市																					
〇〇市総合オンブズパーソン	2	八女市、昭島市																					

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 「熊本市オンブズマン」 〈事務局案の理由〉 ・ 川崎市においては、市民の利益を擁護するための市民の代表という意味で「川崎市民オンブズマン」の名称としたが、市民オンブズマンと混同される場合がある。 ・ 本市の市民オンブズマンの名称は、「くまもと・市民オンブズマン」となっている。 ・ 本市の自治基本条例において公的オンブズマンの名称が使われている。 ・ 「オンブズマン」は、これまでの経緯から制度の名称として成立しており、ジェンダーフリーの立場からも容認されると考えられる。

検討項目	
1 総 則	(4) オンブズマンの職務

論 点
・ オンブズマンが行うべき職務は何か。(他都市事例概ね一致) ・ オンブズマンの活動の契機に市長からの諮問を含めるか。 ※ 論点の背景 オンブズマンの活動の契機については、行政みずからの改善を目的として市長からの諮問を含めた自治体もある。

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 苦情の調査及び処理 ・ 自己発意に基づく調査 ・ 是正措置の勧告、制度改善の意見表明を行う。 ・ 勧告、意見表明等の公表	・ 苦情の申立て受付及び処理 ・ 自己発意に基づく調査 ・ 是正措置の勧告、制度改善の意見表明を行う。 ・ 勧告、意見表明等の公表	・ 苦情の調査及び処理 ・ 自己発意に基づく調査 ・ 市長の求めに応じ、苦情係る問題点を調査検討し意見を述べる。 ・ 市長の求めに応じ、市民からの提言要望等の調査、検討及び必要がある場合は市長に意見を述べる。

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ① オンブズマンは、次の職務を行うものとする。 ・ 市民の市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理すること。 ・ 自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。 ・ 市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告すること。 ・ 制度の改善を求めるための意見を表明すること。 ・ 勧告、意見表明の内容を公表すること。 ② オンブズマンの活動の契機について オンブズマンの活動の契機に市長からの諮問を含めないこととする。(条例記載なし) 〈事務局案の理由〉 ① オンブズマン制度の基本的職務としては、先行事例において下記機能を行うこととされている。 ・ 苦情処理機能(市民からの個々の苦情の申立てを契機として権利、利益の擁護を図るもの) ・ 行政監視機能(オンブズマンの自己発意機能を契機とし、行政行為を第三者の視点から調査し、その非違を正すもの) ・ 行政改善機能(オンブズマンが下した判断によって、苦情の原因となった個別の事態が改善されたり、制度自体の改廃、創設されたりすることにより、行政の改善が図られるもの) ② 市長からの諮問による活動の契機について ・ オンブズマン制度は、市民の苦情処理制度であり、市長からの諮問は、判断を受ける側からの問題提起となること。また、オンブズマンの自己発意により対応ができると考えられる。

検討項目		
1 総 則	(5) オンブズマンの職務における管轄	① 管轄事項について ② 管轄外事項について
論 点		
① オンブズマンの調査の管轄とする事項は何か。(他都市事例一致) ② オンブズマンの調査の管轄外とする事項は何か。(他都市事例概ね一致) ③ 係争中の事項等、他の救済手段が進行中の事項については管轄外とするか。 ※ 論点の背景 係争中の事項等、他の救済手段が進行中の事項については、その影響を考慮し管轄外とする自治体もある。		

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
① 管轄事項 ・ 市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為 ② 管轄外事項 ・ 判決、裁決等により確定した権利関係 ・ 議会に関する事項 ・ 個人情報保護委員の職務に関する事項 ・ 人権オンブズパーソンに救済を求めた事項 ・ 職員の自己の勤務内容に関する事項 ・ オンブズマン又は人権オンブズパーソンの行為に関する事項	① 管轄事項 ・ 市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為 ② 管轄外事項 ・ 判決、裁決等により確定した権利関係 ・ 議会に関する事項 ・ 判決等を求めて係争中の事項又は監査を実施している事項 ・ 子どもの権利救済委員に救済を求めた事項 ・ 職員の自己の勤務内容に関する事項 ・ オンブズマン又は子ども権利救済委員の行為に関する事項	① 管轄事項 ・ 市長の所管する業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為 ② 管轄外事項 ・ 判決、裁決等により確定した権利関係 ・ 議会に関する規定なし(要綱設置) ・ 裁判所において係争中の事項及び不服申し立てを行っている事項 ・ 監査結果及び監査等を行っている事項 ・ 職員の自己の勤務内容に関する事項 ・ 評価委員会に関する事項

事務局としての考え方

〈事務局案〉

『条例記載案』

- ① オンブズマンの調査の管轄は、市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。
- ② オンブズマンの調査の管轄外とする事項は、下記事項とする。
 - ア 判決、裁決等により確定した権利関係
 - イ 熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員の職務に関すること。
 - ウ 議会に関する事項
 - エ 職員の自己の勤務内容に関する事項
 - オ オンブズマンの行為に関する事項
- ③ 係争中の事項等、他の救済手段が進行中の事項についても調査管轄外とし、上記5項目に加える。
 - カ 判決、裁決等を求め現に係争中の事項又は監査委員が請求に基づき現に監査を実施している事項

『運用面の課題』

- ・ 管轄の範囲である「市の機関」は、市長部局、教育委員会、公営企業、行政委員会の組織となる。外郭団体等については、本市の補助金執行等に係る業務までが範囲と考えられる。
- ・ 議会に関する事項は管轄外であるが、議会事務局が行う備品購入契約の締結、予算の執行など市長の事務の補助執行に係る業務は、管轄の対象になると考えられる。
- ・ ③「カ」を管轄外とするため、申立人に対しては、他の救済制度を教示する必要がある。

〈事務局案の理由〉

- ① オンブズマン制度は、市民の日常生活において市の行政に対する苦情を処理する制度であり、対象となる行為については、できるだけこれを限定することなく、広く承認すべきと考える。
 - ・ 苦情の対象となる行為は、許認可などの行政処分に限定されず、行政指導その他の事実行為も含まれるなど、市の執行機関の業務並びにそれを遂行する職員の行為も含むべきと考える。
 - ・ 市の執行機関が、何らかの行為をすべきであるにもかかわらず、その行為を怠っている場合には、その懈怠ないし不作為も苦情の対象とするべきと考える。
- ② 管轄外とする理由(ア～オ)
 - ア 確定した権利関係については、不服があってもこれを承服すべきと考える。
 - イ 個人情報保護に関する苦情は、熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員の専管事項であるため。
 - ウ 議会、議員、議会事務局の行為は、議会の自立権に属する行為であるため。
 - エ 職員の勤務条件等に関することであるため。
 - オ オンブズマンの判断に再度申立てを行うことは、一事不再理の原則に反するため。
- ③ オンブズマン制度は、裁判、行政不服審査等の補完制度であるため、係争中の事項等、他の救済手段への影響を考慮する必要があると考える。

検討項目	
1 総 則	(6) オンブズマンの責務

論 点
オンブズマンが活動を行う上で求められる責務は何か。(他都市事例概ね一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 公平かつ適切な職務遂行 ・ 人権オンブズパーソンその他市の機関との連携及び職務の円滑な遂行 ・ 政党又は政治目的のための地位利用の禁止	・ 公平かつ適切な職務遂行 ・ 市民の権利利益を擁護し、市政を監視し、市政の改善を図る他の諸制度との連携による効果的な役割を果たす ・ 政党又は政治目的のための地位利用の禁止	・ 公平かつ適切な職務遂行 ・ 政党又は政治目的のための地位利用の禁止

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ・ 市民の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務遂を行わなければならない。 ・ 市民の権利利益を擁護し、市政を監視し、及び市政の改善を図る他の諸制度との連携による効果的な役割を果たす他の諸制度及び市の機関との有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努める。 ・ 政党又は政治目的のための地位利用の禁止 〈事務局案の理由〉 ・ オンブズマンは、市民からの苦情を第三者の視点から調査し、その非違を正すことから、高い公平性・中立性が必要と考える。 ・ オンブズマン制度が有効に機能するため、他の諸制度(苦情処理制度)及び市の機関との連携が必要と考える。 ・ オンブズマンは、市民・行政から独立した第三者として高い公平性・中立性が求められるため、政党や政治目的のための地位利用を禁止する必要があると考える。

検討項目		
1 総 則	(7) 市の機関等の責務	① 市の機関の責務 ② 市民の責務

論 点
オンブズマン制度を行う上で求められる市の機関の責務、市民の責務は何か。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
① 市の機関の責務 ・ 独立性の尊重 ・ 積極的な協力援助 ② 市民の責務 ・ 制度の適正かつ円滑な運営に努める。	① 市の機関の責務 ・ 独立性の尊重 ・ 積極的な協力援助 ② 市民の責務 ・ 制度の適正かつ円滑な運営に努める。	① 市の機関の責務 ・ 独立性の尊重 ・ 積極的な協力援助 ② 市民の責務 ・ 制度の適正かつ円滑な運営に努める。

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ① 市の機関の責務 ・ 市の機関は、オンブズマンの職務遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。 ・ 市の機関は、オンブズマンの職務遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。 ② 市民の責務 ・ 市民は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。 〈事務局案の理由〉 ① 市の機関の責務 ・ オンブズマンは市の附属機関ではあるが、市民からの苦情を第三者の視点から調査し、市民のその非違を正すことから市の機関はその職権行為に対して独立性を尊重する必要があると考える。 ・ オンブズマンは、市民からの苦情に対して調査し、適切な判断を行い、市民の権利・利益を擁護するためには、市の機関の積極的な協力援助が必要と考える。 ② 市民の責務 ・ オンブズマンは、市民・行政から独立した第三者として職務を行うため、一方の当事者である市民もこの制度が適正かつ円滑に運営できるように努める必要があると考える。

検討項目	
2 オンブズマンの組織等	(1) オンブズマンの資格要件

論 点
オンブズマンが職務を遂行する上で必要とされる資格要件は何か.(他都市事例概ね一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者 【選任状況】 ・ 法科大学院教授(元裁判官) ・ 大学院教授(元自治大学校長)	・ 人格が高潔で行政に関し優れた識見を有する者 【選任状況】 ・ 大学教授(元新聞社役員) ・ 弁護士 ・ 消費生活アドバイザー	・ 人格が高潔で地方行政に関し優れた識見を有する者 【選任状況】 ・ 弁護士 ・ 退職校長 ・ 放送・新聞関係者

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者 〈事務局案の理由〉 ・ オンブズマンの職務は、行政の適法、違法だけでなく、いかなる苦情に対しても最善の解決を図る必要があるため、あらゆる問題に対処しうる高度な識見が必要と考える。 ・ オンブズマンによる勧告等の措置は、法的強制力を持つものではなく、その実効性はオンブズマンの高い権威、人格に対する市民の厚い信頼に支えられるため社会的信望が必要と思われる。 ・ オンブズマンは、法的な解決能力、また、行政一般に関し優れた識見を持つことが必要であるが、必ずしも法律の専門家である必要はなく、他都市においても法律の専門家以外からもオンブズマンが選任されている。

検討項目	
2 オンブズマンの組織等	(2) オンブズマンの任命

論 点
オンブズマンの任命において、その独立性、中立性を保障するため議会の同意は必要か。 (条例施行都市においては事例概ね一致) ※ 論点の背景 ・ オンブズマンは、市の附属機関であるから市長が任命することとなる。 ・ 条例施行の他都市では、市長の恣意的任用を避けるため議会の同意を要件としている。

他都市事例																									
川崎市		札幌市	新潟市																						
【条例設置】 市長が議会の同意を得て委嘱		【条例設置】 市長が議会の同意を得て委嘱	【要綱設置】 市長が委嘱(議会同意なし)																						
<table border="1"> <tr> <th colspan="4">※ 他都市の任命条件分類(18市)</th></tr> <tr> <th colspan="2">設置根拠</th><th colspan="2">議会同意</th></tr> <tr> <td rowspan="2">条例施行</td><td rowspan="2">14</td><td>必要</td><td>13</td></tr> <tr> <td>不要</td><td>1</td></tr> <tr> <td>要綱施行</td><td>4</td><td>不要</td><td>4</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>18</td><td></td><td>18</td></tr> </table>				※ 他都市の任命条件分類(18市)				設置根拠		議会同意		条例施行	14	必要	13	不要	1	要綱施行	4	不要	4	合計	18		18
※ 他都市の任命条件分類(18市)																									
設置根拠		議会同意																							
条例施行	14	必要	13																						
		不要	1																						
要綱施行	4	不要	4																						
合計	18		18																						

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 市長が議会の同意を得て委嘱する。 〈事務局案の理由〉 ・ 市長も執行機関としてオンブズマンの監視・調査の対象となるため、市長に対してオンブズマンの職務上、身分上の独立性と中立性の確保が必要と考える。 ・ 市長の恣意的任用を避ける観点から議会の同意を要件とする必要があると考える。

検討項目		
2 オンブズマンの組織等	(3) オンブズマンの任期	① 任期について ② 再任について

論 点
① オンブズマンの任期は何年が適切か。 ② オンブズマンの再任は制限を行うか。 ※ 論点の背景 オンブズマンの任期は、2年又は3年に分かれる。また、再任は、1期までに制限を行うとする自治体と制限を行わないとする自治体に分かれる。

他都市事例					
川崎市		札幌市		新潟市	
・ 任期3年、再任1回		・ 任期2年、再任1回		・ 任期2年、再任1回	

※ 他都市の任期及び再任分類(18市)			
任期		再任	
2年	7	1期可	5
		可	2
3年	11	1期可	8
		可	3
合計	18		18

※ 熊本市の審査会の任期及び再任		任期	再任
熊本市情報公開・個人情報保護審議会		2年	可
熊本市建築審査会		2年	可
熊本市開発審査会		2年	可

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 オンブズマンの任期は2年とし、1期に限り再任できる。 〈事務局案の理由〉 ・ オンブズマンの資格要件を満たす有識者を長期に渡り外部から招聘することは困難であり、本市の他の審査会委員の任期を考慮する必要があると考えられる。 ・ 再任を1期(通算4年まで)に限ることで定年制を設ける必要がなく、長期化の弊害を無くすることができるため。

検討項目		
2 オンブズマンの組織等	(4 オンブズマンの守るべき事項	① 守秘義務について ② 兼職禁止について

論 点
① オンブズマンが職務を行う上で守秘義務規定は必要か。(他都市事例一致)
② オンブズマンが職務を行う上で禁止されるべき兼職は何か。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
① 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。	① 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。	① 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
② 兼職禁止 ・ 議員、政党役員との兼職禁止 ・ 利害関係のある企業、団体役員との兼職禁止	② 兼職禁止 ・ 議員、政党役員との兼職禁止 ・ 利害関係のある企業、団体役員との兼職禁止	② 兼職禁止 ・ 議員、政党役員との兼職禁止 ・ 利害関係のある企業、団体役員との兼職禁止

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ① オンブズマンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 ② 兼職禁止事項について ・ オンブズマンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。 ・ オンブズマンは、本市と特別な利害関係のある企業その他団体の役員と兼ねることができない。 〈事務局案の理由〉 ① 守秘義務について ・ オンブズマンは、行政の情報や個人のプライバシーに係る事項も調査する必要が考えられるため、その職務上知り得た秘密について守秘義務を負うのは当然であると考え。 ・ オンブズマンは、非常勤特別職であるため地方公務員法に規定する守秘義務が適用されないため、条例上規定する必要があると考え。 ② 兼職禁止事項について ・ オンブズマンは、不偏不党性が求められるなど、職務の中立性を保障し、職務の公正な執行を確保することから、一定の職業との兼職を禁止する必要があると考え。 ・ 特に議員、地方自治体の長、政党役員、本市との利害関係を持つ企業の役員などは禁止すべきと考え。

検討項目		
2 オンブズマンの組織等	(5) オンブズマンの解職	① 解職条件について ② 解職方法について

論 点
① オンブズマンが解職される場合の条件とは何か。(他都市事例一致) ② オンブズマンの解職において、議会の同意は必要か。 (条例施行都市においては事例概ね一致) ※ 論点の背景 ・ オンブズマンは、市の附属機関であるから市長が解職することとなる。 ・ 条例施行の他都市では、市長の恣意的解職を避けるため議会の同意を要件としている。

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
① 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他ふさわしくない非行があると認める場合 ② 【条例設置】 市長が議会の同意を得て解職	① 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他ふさわしくない非行があると認める場合 ② 【条例設置】 市長が議会の同意を得て解職	① 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他ふさわしくない非行があると認める場合 ② 【要綱設置】 市長が解職(議会同意なし)

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 市長は、オンブズマンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他オンブズマンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解職することができる。 〈事務局案の理由〉 ① 解職については、オンブズマンの独立性を確保する観点から、健康上の理由や著しい非違があったと認められる場合に限定する必要があると考える。 ② 任命時と同様に市長の恣意的解職を避ける観点から議会の同意を要件とする必要があると考える。

検討項目		
2 オンブズマンの組織等	(6) オンブズマンの人数等	① 人数について ② 待遇について

論 点
① オンブズマン制度を円滑に行う上で必要な人数は何人か。 ② 外部からオンブズマンを招聘するために必要な待遇条件は。 ※ 論点の背景 ① オンブズマンの人数は、各自治体で異なり2名又は3名となっている。 ② オンブズマンの報酬は、各自治体で異なり大きな開きがある。

他都市事例				
川崎市		札幌市		新潟市
① 定数2名 申立件数(21年度 99件)		① 定数3名 申立件数(21年度 133件)		① 定数3名 申立件数(20年度 12件)
② 月額740,000円(週3日) 「オンブズマンは、別に定めるところにより相当額の報酬を受ける」旨条例に規定		② 月額650,000円(月15日) 条例に報酬関係の規定なし		② 日額20,000円(月2日) 条例に報酬関係の規定なし
※ 他都市の定数(18市)		※ 他都市の報酬(15市)		
定数		報酬	金額(円)	
2名	11	月額	100, 000未満	2
3名	7		100, 000以上200,000未満	5
合計	18		200, 000以上300,000未満	2
			300, 000(600,000) 以上	3
		日額	20, 000以上30,000未満	2
			30, 000以上	1
		合計		15

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ① オンブズマンの定数は、2名とする。 『運用面の課題』 ② オンブズマンの報酬については、その職務にふさわしい相当額を月額で支給できるよう配慮する。 〈事務局案の理由〉 ①・川崎市、札幌市の申立て件数からオンブズマン一人当たり年間30件程度の処理は可能と考えられる。 - 本市の苦情処理申立てを受け付けている「市長への手紙」は、21年度294件、20年度326件であり、その内、個人の利害関係に関すると思われる苦情は、50件程度である。(道路工事・境界問題、施設利用問題、窓口での受付対応等)また、市長への手紙以外にも各課が対応する潜在した苦情を考慮すると年間60件以上の申立てが考えられる。 ②・外部から大学教授、弁護士等に長期に渡って委嘱するには、相応の報酬を持って遇すべきと考える。 - 業務内容は、申立てに基づく課題の調査、論点整理、解決策の検討・作成、説明責任等、困難であり、かつ専門性も必要とされ、勤務日数のみで判断することはできないと考えられる。 - 本市の特別職の職員で非常勤のものの報酬については、医師等その職務の特殊性その他特別な事由により特に必要があると認めた場合は、月額600,000円、日額30,000円を超えない範囲で規則で定めるとしている。

検討項目		
2 オンブズマンの組織等	(7) オンブズマンの構成	① 代表オンブズマンについて ② 独任制と合議制について

論 点
① 複数のオンブズマンの内、1名を代表とするか。(他都市事例一致) ② オンブズマンの職務において、独任制と合議制の区分は必要か。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
① 1名を代表オンブズマン ② 独任制を原則とし、個々の事案をオンブズマンが単独処理。 ・ 勧告・意見表明その他市政の根幹に関わる重要案件や統一的な基準を設定する場合は、合議	① 1名を代表オンブズマン ② 独任制を原則とし、個々の事案をオンブズマンが単独処理。 ・ 勧告・意見表明その他市政の根幹に関わる重要案件や統一的な基準を設定する場合は、合議	① 1名を代表評価委員 ② 独任制を原則とし、個々の事案を評価委員が単独処理。 ・ 意見を述べる場合その他市政の根幹に関わる重要案件や統一的な基準を設定する場合は、合議

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ① オンブズマンのうち、1人を代表オンブズマンとする。(オンブズマンが複数となった場合) 『運用面の課題』 ② オンブズマンの職務の処理は、原則独任制とし、制度を運用開始する場合においてオンブズマンが合議する内容を定める。 〈事務局案の理由〉 ① オンブズマン制度を行う上で、その制度の長とするオンブズマンが必要と考える。 ② 独任制は、簡易・迅速性が生かされるが、その判断がオンブズマン一人の判断となってしまう。 ・ 他都市事例のように、勧告・意見表明その他市政の根幹に関わる重要案件や統一的な基準を設定する場合等は、合議制が適当であるが、何を合議制とすべきかは、オンブズマンの判断に委ねる必要があると考える。

検討項目	
3 苦情処理等について	(1) 苦情の申立て

論 点
苦情申立てを行う者の要件は何か。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
何人も市の機関の業務執行、当該業務の職員の行為について苦情を申し立てできる。	何人も市の業務について苦情を申し立てできる。	何人も市長の所管する業務執行、当該業務の職員の行為について苦情を申し立てできる。

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 何人もオンブズマンに対し、市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為について苦情を申し立てることができる。 〈事務局案の理由〉 ① 市の業務に対する苦情であれば、市政改善の観点からも、市内外に限らず基本的に申立人の要件を設けず、誰でも申し立てができることが必要であると考える。 ② 札幌市の条文には「職員の行為」の明記はないが、実際には「市の業務」に含まれている。

検討項目	
3 苦情処理等について	(2) 苦情の申立て手続き

論 点
① 申し立て手続きの方法はどうか。(他都市事例一致) ② 申し立て手続きの申請項目は何か。(他都市事例一致) ③ 代理人からの申立てができるか。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
① 書面により行わなければならない。ただし書面によることができない場合は口頭による申立てもできる。 ② ・申立人の氏名、住所 ・申立の趣旨、理由 ・原因となった事実発生日 ③ 代理人での申立もできる ※ 他の制度での手続きの有無は、規則で定める	① 書面により行わなければならない。ただし特別な理由が認められるときはこの限りでない。 ② ・申立人の氏名、住所 ・申立の趣旨、理由 ・原因となった事実発生日 ③ 代理人での申立もできる ※ 他の制度での手続きの有無は、規則で定める	① 書面により行わなければならない。ただし特別な理由が認められるときはこの限りでない。 ② ・申立人の氏名、住所 ・申立の趣旨、理由 ・原因となった事実発生日 ・他の制度での手続きの有無 ③ 代理人での申立もできる

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ① 苦情を申し立てようとする者は、書面により行わなければならない。ただし特別な理由が認められるときはこの限りでない。 ② 記載事項は、申立人の氏名、住所、申立の趣旨、理由、原因となった事実発生日、他の制度での手続きの有無とする。 ③ 苦情の申立ては、代理人により行うことができる。 〈事務局案の理由〉 ① 申請の事実確認のため書面による申請とし、それが困難な場合においても手続きが容易にできるようすべきと考える。 ② 本人への連絡に必要な事項、事実の確認を行うための情報、他の救済制度の利用の有無は、オンブズマンが調査開始を判断する必要条件と考える。 ③ 本人が直接申請できない状況の場合も考慮し、代理人からの申立も受け付けるべきと考える。

検討項目		
3 苦情処理等について	(3) 調査の対象外事項	① 調査の対象外事項 ② 申立人の利害関係について ③ 申立期間について

論 点
① 調査の対象外とする事項は何か。(他都市事例概ね一致) ② 申立人の利害関係を有する解釈の範囲をどこまで認めるか。 ③ 事実発生からどの程度経過したものまで調査するか。 ※ 論点の背景 ② 利害関係の有無については解釈の仕方で調査対象が決まるため、予め方針を決めておく必要がある。 ③ 調査可能期間を決めておく必要がある。

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 管轄の除外事項に該当 ・ 申立人が利害を有しない場合 ・ 事実発生日から1年以上経過 ・ 虚偽その他正当な理由がないとき。 ・ 調査が相当でないと認められるとき。	・ 管轄の除外事項に該当 ・ 申立人が利害を有しない場合 ・ 事実発生日から1年以上経過 ・ 虚偽その他正当な理由がないとき。 ・ 調査が相当でないと認められるとき。	・ 管轄の除外事項に該当 ・ 申立人が利害を有しない場合 ・ 事実発生日から1年以上経過 ・ 虚偽その他正当な理由がないとき。 ・ 調査が相当でないと認められるとき。
自己の利害に関する判断の他都市事例 ・ 利害関係を有する者として広く柔軟に解釈しているが、最終的にはオンブズマンの判断に委ねられるとしている自治体。(川崎市、札幌市) ・ 金銭及び役務等の不利益があったか等、利害関係をある程度厳しくとらえ、最終的にはオンブズマンの判断に委ねられるとしている自治体。(つくば市)		

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ①、③ ・ 管轄の除外事項に該当した場合 ・ 申立人が自身の利害を有しない場合 ・ 事実発生日から1年以上経過しているとき。ただし、正当な理由がある場合はこの限りでない。 ・ 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。 ・ 調査が相当でないと認められるとき。 『運用面の課題』 ② 利害関係の有無については、広く柔軟に解釈する必要があるが、オンブズマンの判断に委ねることとなる。 〈事務局案の理由〉 ① 他都市の事例と同様に、管轄除外事項、自己の利害を有しない場合(市民の人権擁護という本来の趣旨のため)、事実発生日から一定期間経過した場合、虚偽等については、調査の対象外とすることが考えられる。 ② 「苦情申立」同様、市政改善の観点からある程度緩やかに解釈する必要があるが、最終的には利害の範囲はオンブズマンの判断にゆだねるべきと考える。 ③ 申立て期間は、事実確認や調査を行う必要から住民監査請求や他の自治体と同様に1年以内が望ましいと考えられる。

検討項目	
3 苦情処理等について	(4) 調査の中止

論 点
調査の中止規定は必要か。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
調査を開始した後においても、必要がないと認めるときは調査を中止し、又は打ち切ることができる。	調査を開始した場合においても、調査を続けることが相当でない特別な事情があると認めるときは調査を中止することができる。	調査・検討を開始した後においても、必要がないと認めるときは中止することができる。

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 調査を開始した後においても、必要がないと認めるときは調査を中止することができる。 〈事務局案の理由〉 ・ 調査できない状況の可能性を考慮し、調査中止も可能とする必要があると考える。 ・ オンブズマンが調査を進める段階で、行政が自主的に改善を図ることも考えられる。

検討項目	
3 苦情処理等について	(5) 調査に際しての関係者への通知

論 点
関係者へ対する通知はどのような場合に行うか。(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
苦情申立人への通知 ・ 苦情を調査しないとき。 ・ 調査を中止又は打ち切ったとき。 ・ 調査の結果を出したとき。 市への通知 ・ 調査を開始するとき。	苦情申立人への通知 ・ 苦情を調査しないとき。 ・ 調査を中止したとき。 ・ 調査の結果を出したとき。 市への通知 ・ 調査を開始するとき。 ・ 調査を中止したとき。 ・ 調査の結果を出したとき。	苦情申立人への通知 ・ 評価を行わない場合 ・ 調査・検討を中止したとき。 ・ 評価を決定したとき 市への通知 ・ 調査を開始するとき。 ・ 調査・検討を中止したとき。 ・ 評価を決定したとき

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 苦情申立人への通知 ・ 苦情を調査しないとき。 ・ 調査を中止したとき。 ・ 調査の結果を出したとき。 市への通知 ・ 調査を開始するとき。 ・ 調査を中止したとき。 ・ 調査の結果を出したとき。 〈事務局案の理由〉 オンブズマンは、第三者の立場で中立公正に苦情の調査から非違の判断まで行うが、申立てから各々の時点での説明責任を負うと考えるため。

検討項目		
3 苦情処理等について	(6) 調査の方法	① 市の機関に対する調査権について ② 関係者等への協力依頼について

論 点
① 市の機関に対する調査権はどのようなものか。(他都市事例一致) ② 調査に際して市の機関以外(関係者等)に対して必要とすることは何か。(他都市事例概ね一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
① 市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を求め又は実地調査することができる。 ② 関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる。 ② 専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。	① 市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を求め又は実地調査することができる。 ② 関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる。 ② 専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。	① 市長に対し、説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる。 ② 関係人、関係機関に対し事情を聴取し又は実地調査をすることができる。

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ① 市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を求め又は実地調査することができる。 ② 関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる ② 専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。 『運用面の課題』 ・ オンブズマンは、職権として市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、提出させることができるが、その際、個人情報については、取扱に慎重を期し、最大限の配慮をすることが必要である。 ・ 関係人は、申立人との利害関係が発生する第三者(個人、法人)、関係機関は、県、国、独立行政法人等の機関と考えられる。 〈事務局案の理由〉 ①、② ・調査に正確を期するため、市及び関係機関の積極的協力、情報の提供は不可欠であるとする。

検討項目		
3 苦情処理等について	(7) 専門調査員	① 専門調査員の必要性について ② 地方自治法上の身分について ③ 人数について ④ 待遇について

論 点
① 専門調査員は必要か。(他都市事例概ね一致) ② 専門調査員の地方自治法上の身分は何か。 ③ 人数は何名とするか。 ④ 専門調査員に必要な待遇条件は。 ※ 論点の背景 ③及び④については各自治体でばらつきがある。熊本市に相応しいのはどのような形態かが問題となる。

他都市事例		
川崎市	札幌市	つくば市
『条例による設置』 ① オンブズマンの職務に関する事項を調査するための専門調査員を配置する。 『運用方法』 ② 地方自治法第174条に規定する「専門調査員」で非常勤特別職の職員 ③ 4人 ④ ・勤務日 週4日 ・報酬 月額 266,500円	『条例による設置』 ① オンブズマンの職務の遂行を補佐するための専門調査員を配置する。 『運用方法』 ② 地方自治法第174条に規定する「専門調査員」で非常勤特別職の職員 ③ 3人 ④ ・勤務日 週3日程度 ・報酬 月額 182,000円	『規則による設置』 ① 専門調査員を置く。(つくば市嘱託職員設置規則) 『運用方法』 ② 地方自治法第174条に規定する「専門調査員」で非常勤特別職の職員 ③ 1人 ④ ・勤務日 週23時間 ・報酬 月額 130,000円

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 ① オンブズマンの職務に関する事項を調査するための専門調査員の配置をする。 『運用方法』 ② 地方自治法第174条に規定する「専門調査員」で非常勤特別職の職員。 ③ オンブズマン1名に対し、1名を配置する。 『運用の課題』 ④ 専門調査員の待遇条件については、その職務にふさわしい相当額を支給できるよう配慮する。
〈事務局案の理由〉

- ① オンブズマン自らが全て対応するのは物理的に困難であり、オンブズマンの職務は専門的技術的事項に関るので、事務局には市職員のほかに専門的スタッフを置く必要があると考える。
- ② オンブズマンは基本的に独人制となるため、オンブズマンを補佐する調査員も各々必要と考える。
- ③ オンブズマンを補佐するためには、高度な行政知識が必要であり、他都市では大学院又は博士課程相当の人選をしている。

《専門調査員について》

専門調査員の具体的業務内容として想定されるもの

- ・ 市民からの苦情申立の聴取
- ・ 関係人、関係機関からの事情説明聴取及び実地調査
- ・ 関係する市の機関からの帳簿、書類その他記録の閲覧
- ・ 関係する機関の必要帳簿の提出指示
- ・ 事実に関する法令、判例等の調査及び研究
- ・ 調査結果の作成補助
- ・ その他オンブズマンの職務遂行上必要となること

関係法令(抜粋)

○地方自治法

第174条

- 1 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。
- 3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

検討項目		
4 問題解決方法について	(1) 勧告、意見表明	① 勧告、意見表明について ② 勧告、意見表明の尊重について

論 点
① 苦情等の調査結果による勧告、意見表明の必要性(他都市事例一致) ② 勧告、意見表明に対する市の機関の尊重の意義(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
- 市の機関に対する是正等措置の勧告 - 市の機関に対する制度改善の意見表明 - 人権オンブズパーソンとの共同による勧告、意見表明を求める。 - 市の機関は勧告、意見表明を尊重する。	- 市の機関に対する是正等措置の勧告 - 市の機関に対する制度改善の意見表明 - 市の機関は勧告、意見表明を尊重する。	【要綱設置】 - 市長に対し意見を述べるができる。 - 市長は意見を尊重しなければならない。

事務局としての考え方							
＜事務局案＞ 『条例記載案』 ① オンブズマンは、苦情調査の結果、必要があると認めるときは下記の権限を職務行使できる。 - 市の機関に対し是正の措置を講ずるよう勧告することができる。 - 市の機関に対し制度の改善を求める意見表明をすることができる。 ② 市の機関は勧告、意見表明を尊重しなければならない。 ※他都市における勧告・意見表明の基準 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">基準</td><td>勧告</td><td>違法なもの(法律・条令・規則・要綱の規定違反)、不当なもの(制度の適用が妥当ではない)に対して改善を求めること。</td></tr> <tr> <td>意見表明</td><td>法律・条令・規則で規定内容等、制度が社会の変化やニーズに適合しなくなり改善が必要と判断した場合に制度改善を求めること。</td></tr> </table> なお勧告及び意見表明も報告を公表しなければならない(関連:No.24検討票) ＜事務局案の理由＞ ① 勧告、意見表明の必要性 - オンブズマン制度の基本的職務としての一つとして「苦情処理機能」を行うこととされており、その内容は市民からの個々の苦情の申立てを契機として権利、利益の擁護を図るものであると考える。 - 申立ての苦情に対しては可能な限り迅速にその処理にあたり、当該苦情の解消に努めなければならないことから、勧告等の権限を職権をもって行使することが必要であるとする。 ② オンブズマンは、市の附属機関であり解決方法に強制力を持たないことからこそ市側でその調査結果に基づく勧告、意見表明を尊重するべきと考える。 - 問題の解決を図るための簡易・迅速な処理を目的とするものであることから、市の機関は勧告、意見表明を尊重するべきと考える。			基準	勧告	違法なもの(法律・条令・規則・要綱の規定違反)、不当なもの(制度の適用が妥当ではない)に対して改善を求めること。	意見表明	法律・条令・規則で規定内容等、制度が社会の変化やニーズに適合しなくなり改善が必要と判断した場合に制度改善を求めること。
基準	勧告	違法なもの(法律・条令・規則・要綱の規定違反)、不当なもの(制度の適用が妥当ではない)に対して改善を求めること。					
	意見表明	法律・条令・規則で規定内容等、制度が社会の変化やニーズに適合しなくなり改善が必要と判断した場合に制度改善を求めること。					

検討項目	
5 実効性の担保手段について	(1) 措置状況の報告

論 点
① 是正・勧告措置に対する報告義務と報告の提出期限は60日でよい。(他都市事例一致) ② 勧告、意見表明又は報告の申立人への通知(他都市事例概ね一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 勧告に対する是正措置の報告義務 ・ 60日以内の報告義務 ・ 勧告、意見表明又は報告の申立人への通知	・ 勧告に対する是正措置の報告義務 ・ 60日以内の報告義務 ・ 勧告、意見表明又は報告の申立人への通知	・ 意見に対する処理方針の報告義務 ・ 60日以内の報告義務 ・ 報告の申立人への通知

事務局としての考え方 ＜事務局案＞ 『条例記載案』 ① オンブズマンは、勧告したときは市の機関に対し是正等の措置の報告を求めるものとする。 ・ 市の機関は、勧告があった場合、勧告を受けた日の翌日から起算して60日以内にオンブズマンに対し是正等措置について報告するものとする。 ② オンブズマンは、勧告、若しくは意見を表明したとき、又は報告があったときはその旨を申立人に通知する。 ＜事務局案の理由＞ ① オンブズマンは申立てにかかる個別事案の処理のため勧告、意見表明を行うことはできるが、当該関係機関に対し改善措置をとることを強制する権限はもたない。しかし改善勧告等を実効性をもたせるという観点から当該機関等が苦情処理のためにとった措置の結果について報告を求めることができるべきで、報告の提出期限は他都市の事例と同様に60日が妥当と考える。 ② オンブズマンは、迅速な処理を行い、苦情の解消に努めることから速やかに申立人に通知を行うべきと考える。

検討項目	
5 実効性の担保手段について	(2) 勧告等の公表

論 点
勧告、意見表明、報告内容の一般公表の必要性(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 勧告、意見表明、報告内容の公表 ・ 公表に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない	・ 勧告、意見表明、報告内容の公表 ・ 公表に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮をしなければならない	・ 意見、報告内容の公表 ・ 公表に際しては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない

事務局としての考え方
＜事務局案＞ 『条例記載案』 ・ オンブズマンは勧告、意見表明又は報告の内容を公表する。 ・ その公表に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。 ＜事務局案の理由＞ ・ オンブズマンが行った改善勧告、意見等の効果を担保するため、改善勧告等に対し関係機関のとった措置についても随時公表する必要があると考える。 ・ 市民一般の監視によってオンブズマン制度の実効が期待できる。 ・ 公表に際しては、個人のプライバシーを侵害しないよう配慮しなければならない。

検討項目	
5 実効性の担保手段について	(3) オンブズマンの活動状況報告等

論 点
活動状況報告書の作成及び公表の必要性(他都市事例一致)

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 市長及び議会への制度運営状況報告及び市民への公表	・ 市長及び議会への制度運営状況報告 ・ 活動状況の市民への公表 ・ 市民への積極的な情報提供、市民意向の把握	・ 「行政評価委員会要綱」の中には定めていないが、毎年報告書を作成し公表

事務局としての考え方
〈事務局案〉 『条例記載案』 オンブズマンは毎年、運営状況について市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。 〈事務局案の理由〉 ・ オンブズマンは1年間の活動実態及び実績等について年次報告書を作成し、市長及び議会に報告するとともに、市民に公表する。年次報告書には、受理件数・処理件数・活動の実態・及び実績・表明した意見、勧告等の要旨等の記載が考えられる。 ・ この苦情申立ての受付及び処理状況の実績結果により、開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼確保に役立ち、またオンブズマン制度の有効性が図られると考える。

検討項目		
6 その他	(1) 事務局の機能	① 事務局の組織 ② 事務局の役割 ③ 設置場所他

論 点
① 事務局はオンブズマン専任の組織としての位置づけでいいのか。 ② 事務局はオンブズマンを補佐するための事務的な役割であると考えていいのか。 ③ 設置場所は、独立性を高めるために庁舎外の設置がいいのか。 ※ 論点の背景 ③ 事務局は独立性とともに市民の利便性も重要であり、他ビル賃貸であると費用もかかることも勘案しなければならない。他都市では、庁舎内・庁舎外と様々である。

他都市事例		
川崎市	札幌市	新潟市
・ 事務局の設置(条例) ・ 市長部局下であるが独立組織 ・ オンブズマンを補佐する職務 ・ 事務局は本庁舎外の独立した場所に設置	・ 事務局の設置は(条例)では定めていない ・ 市長部局下であるが独立組織 ・ オンブズマンを補佐する職務 ・ 事務局は庁舎内に設置	・ 事務局の設置(要綱) ・ 市長部局(広聴課内) ・ オンブズマンを補佐する職務

事務局としての考え方
<事務局案> 『条例記載案』 ① 事務局の組織 ・ オンブズマンに関する事務を処理するため、事務局を置く。 『運用課題』 ① 市長部局下であるが独立した組織である ② 事務局の役割としては、オンブズマンの事務的補佐する職務である。 ③ 設置場所としては、客観的独立性を高めるため、本庁舎外に設置することが望ましい。 <事務局案の理由> ① オンブズマンの独立性及び調査の実効性を確保する観点から、既存の組織の一部とするのではなく、少なくとも課、部相当の組織とするのが望ましい。(参考:本市の指導監査課) また、専門調査員を置くことで迅速な対応が可能となることから必要であるとする。 ② 役割は他都市の考え方と同様、オンブズマンのサポートであるが事務的な部分(受付・相談・予算・文書管理等)といった限定的な役割にすべきと考えられる。 ③ 独立性を高めるために庁舎外の設置が望ましいが、市民の利便性また申立人の心理を考慮することも重要な要素であるとする。

参考資料

- 公的オンブズマン設置状況 参考資料 1
- 他都市におけるオンブズマン条例の規定内容 参考資料 2
- 熊本市自治基本条例 参考資料 3

公的オンブズマン設置状況

都市分類		自治体名	名称	施行日	設置根拠	定数	任命方法	任期	再任	報酬	
1	政令	川崎市 (神奈川県)	川崎市市民オンブズマン	H2.11.1	川崎市市民オンブズマン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	3年	1期可	月額	740,000
2	"	札幌市 (北海道)	札幌市オンブズマン	H13.3.1	札幌市オンブズマン条例	3	市長委嘱 (議会同意)	2年	1期可	月額	650,000
3	"	新潟市 (新潟県)	新潟市行政評価委員会	H5.2.1	新潟市行政評価委員会要綱	3	市長委嘱	2年	1期可	日額	20,000
4	中核	川越市 (埼玉県)	川越市オンブズマン	H9.8.1	川越市オンブズマン要綱	3	市長委嘱	3年	可	-	-
5	"	富山市 (富山県)	富山市行政苦情オンブズマン	H17.4.1	富山市行政苦情オンブズマンに関する要綱	3	市長委嘱	3年	1期可	-	-
6	特例	つくば市 (茨城県)	つくば市オンブズマン	H14.4.1	つくば市オンブズマン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	2年	1期可	日額	40,000
7	"	上越市 (新潟県)	上越市オンブズパーソン	H15.10.1	上越市オンブズパーソン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	3年	1期可	月額	260,000
8	その他	藤沢市 (神奈川県)	藤沢市オンブズマン	H8.10.1	藤沢市オンブズマン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	3年	1期可	月額	603,800
9	"	新座市 (埼玉県)	新座市オンブズマン	H10.4.1	新座市オンブズマン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	3年	1期可	月額	150,000
10	"	三鷹市 (東京都)	三鷹市総合オンブズマン	H12.10.1	三鷹市総合オンブズマン条例	3以内	市長委嘱 (議会同意)	3年	可	月額	206,000
11	"	府中市 (東京都)	府中市オンブズパーソン	H12.9.26	府中市オンブズパーソン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	2年	1期可	月額	140,000
12	"	調布市 (東京都)	調布市オンブズマン	H14.4.1	調布市オンブズマン条例	3	市長委嘱	3年	1期可	月額	81,500
13	"	八女市 (福岡県)	八女市総合オンブズパーソン	H15.1.1	八女市総合オンブズパーソン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	3年	1期可	月額 (代表)	40,000 50,000
14	"	国分寺市 (東京都)	国分寺市オンブズパーソン	H14.12.24	国分寺市オンブズパーソン条例	2以内	市長委嘱 (議会同意)	2年	1期可	月額	100,000
15	"	昭島市 (東京都)	昭島市総合オンブズパーソン	H15.4.1	昭島市総合オンブズパーソン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	3年	1期可	月額	140,000
16	"	清瀬市 (東京都)	清瀬市オンブズパーソン	H16.7.1	清瀬市オンブズパーソン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	2年	可	日額	23,100
17	"	北見市 (北海道)	北見市オンブズマン	H18.3.5	北見市オンブズマン条例	2	市長委嘱 (議会同意)	3年	可	月額	100,000
18	"	西尾市 (愛知県)	西尾市行政評価委員会	H7.4.10	西尾市行政評価委員会要綱	3	市長委嘱	2年	可	-	-

他都市におけるオンブズマン条例の規定内容

参考資料 2

項番	規定項目	川崎市(川崎市市民オンブズマン条例)		新潟市(新潟市行政評価委員会要綱)		札幌市(札幌市オンブズマン条例)	
(総則)							
1	目的	第1条	・開かれた市政の推進 ・市政に対する市民の信頼確保	第1条	・開かれた市政の推進 ・市政公平性及び信頼性を高める	第1条	・開かれた市政の推進 ・市政に対する市民の理解と信頼確保 ・市民の意向が反映された市政運営
2	設置・名称	第1条	川崎市市民オンブズマンの設置	第1条	新潟市行政評価委員会の設置	第2条	札幌市オンブズマンの設置
3	管轄事項	第2条	・管轄事項(市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為) ・管轄外事項(①判決、裁決等により確定した権利関係②議会に関する事項③個人情報保護委員の職務に関する事項④人権オンブズパーソンに救済を求めた事項⑤職員の自己の勤務に関する事項⑥オンブズマン又は人権オンブズパーソンの行為に関する事項)	第2条	・管轄事項(市長の所管する業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為) ・管轄外事項(①判決、裁決等により確定した権利関係②裁判所において係争中の事項及び不服申し立てを行っている事項③監査結果及び監査等を行っている事項④職員の自己の勤務条件及び身分に関する事項⑤評価委員会に関する事項)	第3条	・管轄事項(市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為) ・管轄外事項(①判決、裁決等により確定した権利関係②判決等を求めて係争中の事項又は監査を実施している事項③議会に関する事項④職員の自己の勤務に関する事項⑤子どもの権利救済委員に救済を求めた事項⑥オンブズマン又は子どもの権利救済委員の行為に関する事項)
4	オンブズマンの職務	第3条	・苦情の調査及び処理 ・自己発意に基づく調査 ・是正措置の勧告、制度改善の意見表明を行う ・勧告、意見表明等の公表	第3条	・苦情調査、検討 ・自己発意に基づく調査 ・市長の求めに応じ、苦情調査、検討 ・市長の求めに応じ、市民からの提言要望等の調査、検討及び必要がある場合は市長に意見を述べる ・上記の件について必要に応じて市長に意見を述べる	第4条	・苦情の申立て受付及び処理 ・自己発意に基づく調査 ・是正措置の勧告、制度改善の意見表明を行う ・勧告、意見表明等の公表
5	オンブズマンの責務	第4条	・公平かつ適切な職務遂行 ・他の諸制度との連携及び職務の円滑な遂行 ・政党又は政治目的のための地位利用の禁止	第4条	・公正かつ適切な職務遂行 ・政党又は政治目的のための地位利用の禁止	第5条	・公平かつ適切な職務遂行 ・他の諸制度との連携による効果的な役割 ・政党又は政治目的のための地位利用の禁止
6	市の機関の責務	第5条	・独立性の尊重 ・積極的な協力援助	第5条	・独立性の尊重 ・積極的な協力援助	第6条	・独立性の尊重 ・積極的な協力援助
7	市民等の責務	第6条	制度の適正かつ円滑な運営に努める	第6条	制度の適正かつ円滑な運営に協力	第7条	制度の適正かつ円滑な運営に協力
(オンブズマンの組織等)							
8	オンブズマンの定数	第7条	定数2名	第8条	定数3名	第8条	定数3名
9	代表オンブズマン	第7条	1名を代表オンブズマン	第8条	互選により1名を代表評価委員	第12条	1名を代表オンブズマン
10	オンブズマンの条件	第7条	人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者	第7条	人格が高潔で地方行政に関し優れた識見を有する者	第8条	人格が高潔で行政に関し優れた識見を有する者
11	オンブズマンの選任	第7条	市長が議会の同意を得て委嘱	第7条	市長が委嘱(議会同意なし)	第8条	市長が議会の同意を得て委嘱
12	任期等	第7条	・任期3年、再任1回 ・相当額の報酬を受ける(別に定める)	第7条	任期2年、再任1回	第8条	任期2年、再任1回
13	守秘義務	第8条	職務上の守秘義務を課す。退職後も同様	第4条	職務上の守秘義務を課す。退職後も同様	第10条	職務上の守秘義務を課す。退職後も同様
14	解職	第9条	心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他ふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解職	第7条	心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他ふさわしくない行為があると認める場合	第11条	心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合、職務上の義務違反その他ふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解職
15	兼職等の禁止	第10条	・議員、政党役員との兼職禁止 ・利害関係のある企業、団体役員との兼職禁止	第7条	・議員、政党役員との兼職禁止 ・利害関係のある企業、団体役員との兼職禁止	第9条	・議員、政党役員との兼職禁止 ・利害関係のある法人、団体役員との兼職禁止

項番	規定項目分類	川崎市(川崎市市民オンブズマン条例)		新潟市(新潟市行政評価委員会要綱)		札幌市(札幌市オンブズマン条例)	
	(苦情の処理等)						
16	苦情の申立て	第11条	何人も市の業務執行、職員の行為について苦情を申立てできる	第9条	何人も市の業務執行、職員の行為について苦情を申立てできる	第14条	何人も市の業務について苦情を申立てできる
17	苦情の申立手続	第12条	苦情は書面による申立て、ただし、書面によることができない場合は、口頭による申立てもできる。 記載事項(・申立人の氏名、住所・趣旨、理由、申立ての原因となった年月日) 代理人での申立ても行うことができる	第10条	苦情は書面による申立て、ただし、書面によることができない場合は、このかぎりでない。 記載事項(・申立人の氏名、住所・趣旨、理由、申立ての原因となった年月日、他の制度での手続きの有無) 面談日予約による委員会に直接の申立てができる 代理人での申立ても行うことができる	第15条	苦情は書面による申立て、ただし、書面によることができない場合は、口頭による申立てもできる。 記載事項(・申立人の氏名、住所・趣旨、理由、申立ての原因となった年月日)
18	調査対象外事項	第13条	・管轄の除外事項に該当 ・申立人が利害を有しない場合 ・事実のあった日から1年以上経過 ・虚偽その他正当な理由がない等 ・その他調査することが相当でないと認められるとき	第11条	・管轄の除外事項に該当 ・申立人が利害を有しない場合 ・事実のあった日から1年以上経過 ・虚偽その他正当な理由がない等 ・その他評価することが適当でないと認められるとき	第16条	・管轄の除外事項に該当 ・申立人が利害を有しない場合 ・事実のあった日から1年以上経過 ・虚偽その他正当な理由がない等 ・その他調査することが相当でない特別な事情が認められるとき
19	調査非開始通知	第13条	申立人への通知及び非開始の説明義務	第11条	申立人への通知及び非開始の説明義務	第17条	申立人への通知及び非開始の説明義務
20	市の機関への通知	第14条	調査に際して関係する市の機関へ通知	第12条	調査・検討に際して市長へ通知	第17条	調査に際して関係する市の機関へ通知
21	調査の中止	第14条	・調査開始後の中止 ・申立人への通知及び中止の説明義務	第12条	・調査・検討開始後の中止 ・申立人への通知及び中止の説明義務	第18条	・調査開始後の中止 ・申立人、市の機関への通知及び中止の説明義務
22	調査の方法	第15条	・市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を求め又は実地調査することができる ・関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる。 ・専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。	第13条	・市長に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる ・関係人、関係機関に対し事情を聴取し又は実地調査をすることができる。	第19条	・市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を要求し又は実地調査することができる ・関係人、関係機関に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる。 ・専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。
23	申立人への通知	第16条	申立人への調査結果通知	第14条	申立人及び市長への評価結果通知	第21条	申立人及び市の機関への調査結果通知
24	勧告・意見表明	第17条	・市の機関に対し是正措置を講ずる勧告をすることができる ・市の機関に対し制度改善を求める意見表明をすることができる ・人権オンブズパーソンとの共同による勧告、意見表明を求めることができる	第14条	・市長に対し意見を述べるることができる	第22条	・市の機関に対し是正措置を講ずる勧告をすることができる ・市の機関に対し制度改善を求める意見表明をすることができる
25	勧告・意見表明の尊重	第18条	市の機関は勧告・意見表明を尊重しなければならない	第15条	市長は意見を尊重しなければならない	第23条	市の機関は勧告・意見表明を尊重しなければならない
26	措置状況の報告	第19条	・勧告に対する是正措置の報告義務 ・60日以内の報告義務 ・勧告、意見表明又は報告の申立人への通知	第16条	・意見に対する処理方針の報告義務 ・60日以内の報告義務 ・報告の申立人への通知	第24条	・勧告、意見表明に対する是正措置の報告義務 ・60日以内の報告義務 ・報告の申立人への通知
27	勧告等の公表	第20条	・勧告、意見表明、報告内容の公表 ・公表に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない	第17条	・意見、報告内容の公表 ・公表に際しては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない	第25条	・勧告、意見表明、報告内容の公表 ・公表に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮をしなければならない

項番	規定項目分類	川崎市(川崎市市民オンブズマン条例)		新潟市(新潟市行政評価委員会要綱)		札幌市(札幌市オンブズマン条例)	
(補則)							
28	事務局	第21条	・オンブズマンの事務を処理するため事務局の設置 ・オンブズマンの職務に関することを調査するため専門調査員の配置	第19条	・評価委員会の事務を処理するため事務局の設置	第28条	・オンブズマンの職務の遂行を補佐するため専門調査員の配置 ・専門調査員は、行政に関し優れた識見を有する者の内から市長が委嘱 ・専門調査員に対する5、9、10条の準用
29	活動状況の報告	第22条	市長及び議会への制度運営状況報告及び市民への公表			第26条	市長及び議会への活動状況報告
30	市民への公表等					第27条	・活動状況の市民への公表 ・市民への積極的な情報提供、市民意向の把握
31	委任	第23条	施行についての委任規定	第20条	評価委員会運営についての委任規定	第29条	施行についての委任規定
32	オンブズマンの庶務					第12条	代表オンブズマンによる庶務の処理
33	代表オンブズマンの職務代理					第12条	代表オンブズマン職務代理の選任
34	オンブズマン会議			第8条	・評価委員会の会議は、代表評価委員が召集し、その議長となる ・評価委員会の会議についての評価委員会への委任規定	第13条	・会議における協議事項 ①オンブズマンの職務執行の一般方針に関すること ②発動状況の報告に関すること ・会議の招集は、代表オンブズマンが招集する
35	出資団体等の調査の協力					第20条	出資、補助等を受けている財政援助団体、指定管理者は、オンブズマンの調査に協力するよう努めるものとする。
36	評価等の受任			第18条	市長が市長以外の執行機関から業務の執行及び当該業務に関する職員の行為の評価の委任を受けた場合、評価を行うことができる。		

項番	規定項目分類	つくば市(つくば市オンブズマン条例)		八女市(八女市総合オンブズパーソン条例)	
	(総則)				
1	目的	第1条	・開かれた市政の推進 ・市政に対する市民の信頼確保	第1条	・開かれた公正な市政の進展 ・市政に対する市民の信頼向上
2	設置	第1条	オンブズマンの設置	第2条	八女市総合オンブズパーソンの設置
3	管轄事項	第9条	・管轄事項(市の機関の業務執行に関する事項) ・管轄外事項(①判決、裁決等により確定した権利関係 ②裁判所において係争中の事案及び不服申立ての審理中の事案③議会又は議員の権限に関するとき④監査請求を行っている事案⑤監査を行っている事案⑥職員の自己の勤務に関するとき⑦オンブズマンの行為に関するとき)	第3条	・管轄事項(市の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為) ・管轄外事項(①判決、裁決等により確定した権利関係 ②裁判所等において係争中の事項、行政不服審査の申立てを行っている事項③監査結果及び監査を行っている事項④職員の自己の勤務に関する事項⑤議会に関する事項⑥オンブズパーソンの行為に関する事項、)
4	オンブズマンの職務	第2条	・苦情の申立て受理及び調査 ・市の業務執行に関する調査(自己発意) ・是正措置の勧告、業務執行の提言を行う ・勧告、提言等の公表	第4条	・苦情の調査及び処理 ・自己発意に基づく調査(合議) ・是正措置の勧告、制度改善の意見表明を行う(意見表明は合議) ・勧告したときの措置について報告を求めること。 ・勧告、意見表明等の公表
5	オンブズマンの責務	第3条	・公平かつ適切な職務遂行 ・市の機関との連携及び他の諸制度への配慮 ・政党又は政治目的のための地位利用の禁止	第5条	・公平かつ適切な職務遂行 ・市の機関との連携 ・政党又は政治目的のための地位利用の禁止
6	市の機関の責務	第4条	・積極的な協力	第6条	・独立性の尊重 ・積極的な協力援助
7	市民等の責務			第7条	適正かつ円滑な職務の遂行を理解し、協力
	(オンブズマンの組織等)				
8	オンブズマンの定数	第5条	定数2名	第8条	定数2名
9	代表オンブズマン			第8条	1名を代表オンブズパーソン
10	オンブズマンの条件	第5条	人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者	第8条	人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者
11	オンブズマンの選任	第5条	市長が議会の同意を得て任命	第8条	市長が議会の同意を得て委嘱
12	任期等	第5条	任期2年、再任1回	第8条	・任期3年、再任1回
13	守秘義務	第3条	職務上の守秘義務を課す。退職後も同様	第5条	職務上の守秘義務を課す。退職後も同様
14	解職	第7条	心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、職務上の義務違反その他ふさわしくない行為があると認める場合は、議会の同意を得て解任	第10条	心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、職務上の義務違反又は著しく怠った場合、その他ふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解任
15	兼職等の禁止	第6条	・議員、政党役員との兼職禁止 ・利害関係のある法人、団体役員との兼職禁止	第9条	・議員、政党役員との禁止 ・利害関係のある企業、団体役員との兼職禁止

項番	規定項目分類	つくば市(つくば市オンブズマン条例)		八女市(八女市総合オンブズパーソン条例)	
	(苦情の処理等)				
16	苦情の申立て	第8条	何人も市の業務執行について苦情を申立てできる	第11条	何人も市の業務執行、職員の行為について苦情を申立てできる
17	苦情の申立手続	第8条	苦情は書面による申立て、ただし、書面によることができない場合は、このかぎりでない。 記載事項(・申立人の氏名、住所・趣旨、理由、申立ての原因となった年月日)	第12条	苦情は書面による申立て、ただし、書面によることができない場合は、口頭による申立てもできる。 記載事項(・申立人の氏名、住所・趣旨、理由) 代理人での申立ても行うことができる
18	調査対象外事項	第9条	・申立人の利害にかかわらない場合 ・事実のあった日から1年以上経過 ・その他調査することが適当でないとき	第13条	・管轄の除外事項に該当 ・時日の経過により調査困難であると認められるとき ・申出を取り下げたとき ・その他調査することが相当でない認められるとき
19	調査非開始通知	第10条	申立人への通知及び非開始の説明義務	第13条	申立人への通知及び非開始の説明義務
20	市の機関への通知	第10条	調査に際して関係する市の機関へ通知	第14条	調査に際して関係する市の機関へ通知
21	調査の中止	第10条	・調査開始後の中止 ・申立人、市の機関への通知及び中止の説明義務	第14条	・調査開始後の中止 ・申立人への通知及び中止の説明義務
22	調査の方法	第11条	・市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を要求し又は実地調査することができる	第15条	・市の機関に対し説明を求め、保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し若しくは提出を要求し又は実地調査することができる。この場合、市の機関は調査を拒むことはできない。 ・関係人、関係機関、その他団体に対し質問し、事情を聴取し又は実地調査の協力を求めることができる。 ・専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。
23	申立人への通知	第10条	申立人及び市の機関への調査結果通知	第16条	申立人への調査結果通知
24	勧告・意見表明	第12条	・市の機関に対し是正又は改善を講ずる勧告をすることができる ・市の機関に対し業務の執行について提言をすることができる	第17条	・市の機関に対し是正措置を講ずる勧告をすることができる ・市の機関に対し意見表明をすることができる
25	勧告・意見表明の尊重	第13条	市の機関は勧告・提言を尊重しなければならない	第18条	市の機関は勧告・意見表明を尊重し、是正等の措置を講じなければならない
26	措置状況の報告	第14条	・勧告に対する是正又は改善措置の報告義務 ・60日以内の報告義務 ・報告の申立人への通知	第19条	・勧告に対する是正措置の報告義務 ・60日以内の報告義務 ・勧告、意見表明また報告の申立人への通知
27	勧告等の公表	第15条	・勧告、提言、報告内容の公表 ・公表に際しては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない	第20条	・勧告、意見表明、報告内容の公表 ・公表に当たっては、プライバシーの保護に適切な配慮をしなければならない

項番	規定項目分類	つくば市(つくば市オンブズマン条例)		八女市(八女市総合オンブズパーソン条例)	
	(補則)				
28	事務局	第17条	・事務局の設置	第21条	・事務局の設置 ・専門調査員の設置
29	活動状況の報告	第16条	市長及び議会への活動状況報告及び市民への公表	第22条	市長及び議会への活動状況報告及び市民への公表
30	市民への公表等				
31	委任	第18条	委任規定	第23条	委任規定
32	オンブズマンの庶務				
33	代表オンブズマンの職務代理				
34	オンブズマン会議				
35	出資団体等の調査の協力				
36	評価等の受任				

熊本市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市民、市議会及び市長等の役割（第5条－第11条）

第3章 市政の原則及び制度（第12条－第24条）

第4章 情報共有及び参画・協働（第25条－第31条）

第5章 コミュニティ活動（第32条・第33条）

第6章 住民投票（第34条・第35条）

第7章 国、他の地方公共団体等との連携（第36条）

第8章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し（第37条－第39条）

附則

熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。

わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下での平等のもと、子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。

社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものです。

また、市議会及び市長等は、公共の福祉を念頭に置き、主権者である住民の信託に基づき市政を進めていかなければなりません。

そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていくために、市民、市議会及び市長等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 住民
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいいます。
- (6) 市政 市長等又は市議会が行う活動をいいます。
- (7) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。
- (8) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。
- (9) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいいます。

(自治の基本理念)

第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民の福祉の増進

- (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政
- (3) 一人ひとりの人権の尊重
- (4) 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進
- (5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進
- (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現
- (7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進

(自治運営の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。

第2章 市民、市議会及び市長等の役割

(市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令上保有できないものを除きます。

- (1) 市長等及び市議会に対して、情報を求める権利
- (2) 市政・まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利

(市民の責務)

第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。

- (1) 市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。
- (2) 市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。

(市議会の役割)

第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定める権限を有し、次に掲げる役割を担います。

- (1) 市長等が行う市政を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努め

ること。

(2) 広範な市民の意見の聴取及び集約に努めること。

(3) わかりやすく開かれた議会運営に努めること。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、次に掲げる責務を担います。

(1) 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと。

(2) 政策の提案及び立法に関する活動を行うよう努めること。

(市長の責務)

第9条 市長は、住民の信託を受けた市の代表として、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法その他の法令に定める権限を行使し、総合的に市政を行います。

(市長等の役割)

第10条 市長等は、次に掲げる役割を担います。

(1) 公平、公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。

(2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を向上させ市民の満足度を高めること。

(市の職員の責務)

第11条 市の職員は、市長等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。

第3章 市政の原則及び制度

(市政の基本原則)

第12条 市長等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。

(1) 自治の基本理念及び自治運営の基本原則に基づいた市政を行うこと。

(2) 健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うとともに、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること。

(3) 市民に対しての説明責任を果たすこと。

(総合的かつ計画的な市政)

第13条 市は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定します。

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画（以下「市民参画」といい

ます。)の手段を実施し、市民の意見を適切に反映させます。

3 市長等は、総合計画の進行管理に当たっては、市民参画の手段のもと、行政評価を実施し、その結果を広く市民に公表するとともに、総合計画に反映させます。

4 市長等は、総合計画を策定し、又は変更したときは、市民への周知を図ります。
(効率的かつ効果的な市政)

第14条 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、不断に行財政改革に取り組めます。

2 市長等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表します。

3 市長等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表します。

(組織体制)

第15条 市長等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的かつ機能的な組織体制を整備します。

(総合的な行政サービス)

第16条 市長等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、組織間の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

(人事体制)

第17条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行います。

2 市長等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

(公益通報制度)

第18条 市長等は、公益通報（市政の適正な運営を確保するために、違法な行為等について市の職員等から行われる通報をいいます。以下同じです。）を受ける体制を整備します。

2 市長等は、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じます。

(審議会等)

第19条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じ審議会等を設置します。

2 市長等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。

(行政手続)

第20条 市長等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。

(意見等の取扱い)

第21条 市長等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望及び苦情に対し、迅速かつ誠実な対応に努めます。

2 市長等は、前項の対応の経過、結果等について、記録を行い、公開します。

(説明責任)

第22条 市長等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明します。

(公的オンブズマン)

第23条 市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。

(危機管理)

第24条 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めます。

第4章 情報共有及び参画・協働

(情報共有の原則)

第25条 市長等及び市議会は、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。

2 市民は、市長等及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。

3 市長等は、市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組みを整備します。

(個人情報保護)

第26条 市長等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。

(参画の原則)

第27条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。

2 参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。

(青少年・子どもの参画)

第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（未成年の市民をいいます。）

が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。

(協働の原則)

第29条 市民、市議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。

2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。

(市民参画・協働のための仕組み)

第30条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。

2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。

(参画と協働によるまちづくり条例)

第31条 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。

第5章 コミュニティ活動

(地域コミュニティ活動)

第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。

2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。

(市民公益活動)

第33条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（以下「市民公益活動」といいます。）に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めます。

2 市長等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。

第6章 住民投票

(住民投票)

第34条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求及び発議)

第35条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

第7章 国、他の地方公共団体等との連携

第36条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。

2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、広く地域全体が発展するよう努めます。

3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

第8章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し

(自治推進委員会)

第37条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与する

ため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。

4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

（最高規範性）

第38条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。

2 市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

（条例の見直し）

第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。